

資料紹介

天正年間の豊後国の間別帳

渡 辺 澄 夫

庄園時代の農民の家は、普通「在家」とか「屋敷」とか記されているが、一庄・一郡の家数がはつきり調査された事例は、豊後国には余りない。所が天正五年（一五八七）から六年にかけて、相当大規模な調査が行われた確証がある。もちろん豊後国全体にわたつて行われたものか不明であるが、今日次の大分郡高田庄・大野郡緒方庄と速見郡のものがある。

ここに間とあるのは、軒の意か、それとも普通に用いられる間口の間数を示すか不明である。室町時代に棟別銭といわれるのは、家単位に課税したものであるが、別に間別銭といわれるのは、家間口の間数に依じてかけるものもあつた。高田庄の間数が七千五百十三間にも及ぶ事実からみて、これを一戸と考えるのは過大のようである。やはり字の如く、間口の間数を示したものと見るべきであろう。

当時の名はすでに字ないし村に性格を転じているが、一つの名が何れも数百間、時に千間以上の間数を有することは、辺境庄園の名の規模を知る上から興味があり、又高田庄・緒方庄の名の全ぼうを示す唯一の史料として重要である。

ではこうした間数調査が何のために行われたかである。いうまでもなく、一間別に一分宛の銀子が課されている以上、明らかにこれは課税（間別銭）のためのものである。その年次が天正五年であり、六年二月には既納・未納の報告がなされている所からすれば、あるいは大友宗麟の日向出兵と関係あるのではあるまいか。緒方庄に直納分があるのは、それ以外は直納でないことを示し、大友氏の家臣化した領主層は多く在庄したかに見える。それだけではなく、この間別銭の賦課が、天正年間に至つてもなお古い庄園制の枠内で行われているかに見えると考えるのは、誤りであろうか。大友氏の封建的土地所有権の性格を分析する一つの手がかりとなる史料ではないかと考える。

（包紙ウハ書）

「高田庄

間別調之事

天正五年十二月

後藤上総入道	宗	久
種具右近允	鎮	安
種具中務少輔	鎮	生

（端裏書）

「天正五年丁丑」

高田之庄間別調帳之事

門田名間數六百四十式間

前保名間數七百十八間

成松名間數五百三十七間

徳丸名之内間數六百四十式間

徳丸村之内間數貳百四十間

徳久名間數四百三十五間

猪野名間數三百三十間

松野村之内間數百五十間

用分名間千九十三間

三川名間數七百六十式間

蒔嶋名間千百十六間

種具名間數四百八十八間

以上

都合一間一分宛間數七千五百五十三間、銀本合而七百十五文目三分定并懸出十二文目六分内茂名々間數銘々小付有之、小役 先調処如件、

天正五年丁丑十二月十五日

後藤上総入道

宗 久 (花押)

種具右近允

鎮 安 (花押)

種具中務少輔

鎮 生 (花押)

御政所殿

参入々御中

(包紙ウハ書)

「緒方庄

間別調注文

天正五年八月廿六日

(朱書) 「三百四年」

(裏打紙裏書)

「天正五年八月」

(端裏書)

「間別調注文

年号不分明

天正五年八月廿六日」

四十三文目壹分

四百三十卷間

八文目七分

八十七間

十六文目壹分

百六十卷間

三十卷文目貳分

三百十式間

七十三文目五分

七百三十五間

久保中務少輔

鎮 泰

原尻右衛門大夫

鎮 秀」

倉三

原尻名

倉三

廣貞名

倉壹

草深野村

倉壹

軸丸名

倉壹

草深野村

倉壹

軸丸名

倉壹

甘志野名

倉壹

八十四文目壹分

八百四十壹間

式十四文目壹分

式百四十壹間

三十式文目壹分

三百式十壹間

十八文目壹分

百八十壹間

十式文目九分

百式十九間

十文目壹分

百壹間

八十九文目四分

八百九十四間

四十二文目五分

四百式十五間

式十七文目五分

式百七十五間

六十三文目七分

六百三十七間

緒方庄三百町之内御直納分

倉五

日小田名

阿字田名

倉式

知田名

久土知名

野中名

徳丸名

倉五

庄内村

打越名

正用村

馬背戸名

以上七百目十式文目六分

小河名八十町 役所戸次左京入道

宇田枝名七町 役所臼杵新介入道

知田名百貫内 志賀民部大夫

上自在名式十五貫文 領内志賀甚介

甘志野名七十貫 役所朽網兵部入道

甘志野名之内 式十貫 領内朽網兵部入道

久保中務少輔

天正五年八月廿六日

原尻右衛門大夫

鎮秀 (花押)

(包紙ウハ書)

「速見郡

間別調之事

天正六年 二月初八日 竈門勘解由 鎮意

鑑盛

右田兵部少輔

鎮意鑑盛

(端裏書)

「天正六年」

速見郡間別調申分

三千七百四十九間

此内百八十三間、社人九人覚悟之分
不納分貳百六十一間
以上

天正六年 つちのえ
とら

二月八日

石垣左馬助

鑑 貞 (花押)

竈門勘解由允

鎮 意 (花押)

右田兵部少輔

鑑 盛 (花押)

上田土佐入道殿
弘岡外記殿

(証書文書)
抄

竈門八幡の写経

伊 東 東

昭和三十年十月六日の大分合同新聞才三面に、「鎌倉時代の干手観音」との見出にて、別府市、森清太郎氏の亀川竈門八幡調査の記事が掲載されました。記事中宝治二年の写経の事にふれられておりますので、私も昭和十六年七月二十日、別府市の故福田紫城君と共に、宮司土谷氏を訪い一応所蔵写経を一見させて頂きましたので、当時の手記に拠り此の小篇に筆を執つて何かの参考に資したいと思ひます。

所蔵の写経は明治初年神仏分離の節に、土谷氏宅の天井裏

に揚げられ其儘放置され、歲月を経たるため、自然かなりの虫害を蒙り、加之雨漏のため密着、転読困難なる状態となり調査容易ならず、依つて主として巻末奥書の有無の調査に重きを置き、順次これを見したるに過ぎず。此の日炎暑甚だしく流汗淋漓、帰宅の時間には追われるし、同座の両君にも気の毒に感じ、心ならず調査の粗漏不備を免れざりしを告白して置きます。

其の結果時代を異にする三種の写経の存することを知れり以下順次述べて見ましよう。

一、大般若波羅密多経才五百六十二果

宝治二年 申三月四日執筆観智

右は只一卷にして横三寸、豎八寸の折本仕立のものにて、前記森氏の見られたるものと同一のものか否かは記事簡にして不明なるも、同一筆者が同年に筆写せるものなるは明らかなり。

二、断簡なるも左記奥書あり。
応仁二年 子七月十三日書之

三、最も多数現存するものにして大般若波羅密多経なり。奥書あるもの十三巻を検出する事を得たり。製本も不揃いに横三寸、豎八寸一分、八寸、七寸九分、七寸七分等々である。行数は何れも五行となつてゐるが、筆蹟は前二者に比すれば甚だしく見おとりがする。